

在宅で人生の終末を迎えるために 広報げろ 2016. 11

在宅で人生の終末を迎えるために

住み慣れた我が家で人生の終末を迎えるためには様々な問題に対応する必要があります。そこには国の法律も関係してきます。広報げろ9月号と一緒にご覧ください。

かかりつけ医が、状態や経過を観察し、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した人を、親族の同意を得たうえで終末期とし、看取りの対象とします。『看取り』とは近い将来、死が避けられないとされた人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援することです。看取りは親族、かかりつけ医、かかりつけ医の指示を受けた訪問看護師の密接なかかわりが無いと実施することは困難です。看取りには医師法も大きくかかわってきます。

医師法の20条では、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない」と定めています。

しかしながら、医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合に、「当該医師が死亡診断書を書くことはできない」又は「警察に届け出なければならない」という、医師法第20条但し書の誤った解釈により、在宅等での看取りが適切に行われていないケースが生じているとの指摘がありました。このため厚労省は平成24年8月、但し書の適切な運用について以下のような通知を出しています。

(1) 医師法第20条但し書は、診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができること。

(2) 診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体の検案を行うこととなる。この場合において、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならないこと。

このような通知を踏まえたうえで、親族、かかりつけ医、訪問看護師との連携が充分になされていれば、看取りでの臨終に際しては医師や看護師の立ち合いは必須ではありません。死の確認はどなたでも可能です。わからないことは前もって医師や訪問看護師に確認しておくといよいでしょう。亡くなったと気づいたらその時間を記録し、かかりつけ医か訪問看護師に連絡します。亡くなる前24時間以内に医師の診察があれば医師は再度訪問することなく死亡診断書を書くことができます。24時間を過ぎていても適当な時期(翌朝など)に訪問し、診療中の病状によって亡くなったと確認できれば死亡診断書を発行できます。人生の終末を住み慣れた家庭で迎えていただくためにも常日頃心の準備をしておくことが大切でしょう。

下呂市立金山病院顧問 古田智彦